

IMSBC コードに記載されていない貨物の性質及び運送条件

- 1 ばら積み貨物運送品目名 : Tentative Bulk Cargo Shipping Name
硫酸法酸化チタン粒状中和滓
- 2 貨物の説明 : DESCRIPTION
硫酸法酸化チタン製造工程にて発生する主に水酸化鉄、石膏、酸化チタンを含む無機性汚泥をドライヤーにて乾燥させた造粒物。赤褐色。無臭で非水溶性。用途はセメント混和剤。水分平均値 : 30%。水分値の上限は 35%
- 3 貨物の性状 : CHARACTERISTICS
 - 3.1 種別 : GROUP
C
 - 3.2 見かけ密度(kg/m³) : BULK DENSITY
1,000~1,200
 - 3.3 載貨係数(m³/t) : STOWAGE FACTOR
0.83~1.00
 - 3.4 粒径 : SIZE
3mm~20mm(造粒物として)
 - 3.5 等級(種別Bの場合に限る) : CLASS
国連番号(危険物の場合に限る) : UN No.
不適用
 - 3.6 静止角(非粘着性物質の場合に限る) : ANGLE OF REPOSE
不適用
- 4 危険性 : HAZARD
特段の危険性はない。
この貨物は不燃性又は火災危険性の低い貨物である。
- 5 運送条件
 - 5.1 積付及び隔離要件 : STOWAGE & SEGREGATION
特に無し
 - 5.2 船倉の清浄さに係る要件 : HOLD CLEANLINESS
特に無し
 - 5.3 天候に係る要件 : WEATHER PRECAUTIONS
特に無し
 - 5.4 積荷役時の要件 : LOADING
IMSBC コードの第 4 章及び第 5 章の関連する規定に従って荷繰りすること。
※「コード本文第 4 章及び第 5 章」の記載については、平成 23 年 1 月 1 日から施行される国内規則の該当する条項を記載予定。

5.5 各種の要件 : PRECAUTIONS

貨物の水分値が下がり塵埃が発生する場合は、貨物の塵埃に晒されるおそれのある者は、保護衣、保護眼鏡及び防塵マスクを必要に応じて着用すること。

5.6 通風要件 : VENTILATION

特に無し

5.7 運送時の要件 : CARRIAGE

特に無し

5.8 揚荷役時の要件 : DISCHARGE

特に無し

5.9 清掃に係る要件 : CLEAN-UP

特に無し

5.10 非常時の措置 : EMERGENCY PROCEDURES

特に無し